第明治三十五種郵便物認可

平成２２年（フ）第１８４５５号
東京都中野区中野５丁目68番８号　ライオンズマンション510
破産者　有限会社テクニックプラン
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４５６号
東京都中野区新井２丁目47―１―503
破産者　木村　龍彰
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４８０号
東京都墨田区吾妻橋３丁目７番４―202号
破産者　ハヤマ工業株式会社
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４８１号
山口県光市島田６丁目５―34
破産者　金山　秀洪
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４８７号
東京都文京区関口１丁目13番12号
破産者　有限会社スパイラル
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４８８号
東京都文京区関口１丁目19番６号
破産者　株式会社ＷｅｂＺｏｏ
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４９１号
埼玉県鴻巣市新宿１丁目204
破産者　長山　浩士
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４９３号
東京都豊島区南大塚２丁目16番12号
破産者　大成繊維加工株式会社
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４９４号
東京都板橋区加賀２丁目18―１　アーバンフラッツ加賀Ａ棟202
破産者　野中　照子
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５０１号
東京都港区西新橋１丁目５番10号　トウセン西新橋ビル10階
破産者　株式会社ジャングルクルーズ
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５０２号
神奈川県三浦郡葉山町堀内857―１―102
破産者　島崎　哲平
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５０４号
千葉県船橋市印内町564番地８
破産者　株式会社すずらん
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５０５号
神奈川県横浜市中区山田町８―１　フロール山田町第３―611
破産者　平岩　一晃
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９４４号
東京都豊島区長崎４丁目31―７　ひまわり荘１号
破産者　武井　直美（旧姓伊東）
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２６５号
東京都中央区銀座１丁目14番９号
破産者　株式会社電広
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９３９３号
東京都練馬区氷川台１丁目12―21―301
破産者　盛藤　　恵（旧姓井沢）
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４３３号
東京都江戸川区西葛西６丁目25―９―302
破産者　冨田　直孝
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４４７号
東京都足立区神明南２丁目９―２―201
破産者　渡邊　　操
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４５０号
東京都墨田区千歳３丁目１―８―302
破産者　藤本　國男
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４６４号
東京都練馬区大泉町６丁目22―７―708
破産者　阿部　　久
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９５５０号
東京都清瀬市野塩２丁目387―17―408
破産者　金子　　勝
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９５５６号
東京都足立区竹の塚４丁目２―11―205
破産者　橋本　眞吾
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９５６０号
埼玉県所沢市若狭４丁目2499―１―302
破産者　梶原　　智
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部